

## 金沢 21 世紀美術館 中型路線バス賃貸借に関する契約書

賃借人 公益財団法人金沢芸術創造財団と貸借人 とは、次の条項により契約を締結する。

- 1 契約件名 金沢 21 世紀美術館 中型路線バス賃貸借に関する契約
- 2 契約金額 月額 金 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 3 賃貸借期間 車両登録日より 60 箇月（5 年）
- 4 契約保証金 契約保証金は、金沢市契約規則（平成 15 年規則第 1 号）第 32 条第 7 号の規定に基づき免除する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、賃借人貸借人双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 金沢市柿木畠 1 番 1 号  
公益財団法人 金沢芸術創造財団  
理事長 宮本 伸一

貸借人

## 第1章 総 則

(信義誠実の義務)

第1条 賃借人と貸貸人とは、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 貸貸人は賃借人に対して、この契約の条項に従って、仕様書に記載する車両（以下「車両」という。）の賃借の設定を行うことを約し、賃借人はそれに対し、車両賃貸借料として、頭書記載の金額を支払うことを約定する。

## 第2章 車両の賃貸借

(善管義務)

第3条 賃借人は車両を本来の用法に従い、その通常の義務のための善良な管理者の注意をもって使用する。

2 賃借人は車両を如何なる場合を問わず他の権利の目的物として使用することはできないものとする。

(車両の改造)

第4条 車両を改造する場合は、賃借人はあらかじめ書面にて貸貸人の承諾を得るものとする。その場合の費用は、賃借人の負担として貸貸人の認める者がこれを行うものとする。

(車両の返還)

第5条 この契約が終了した場合は、賃借人は貸貸人に対して車両を他の機械車両の取りはずし等によって引渡し当時の現状に復したうえ直ちに返還するものとする。ただし、賃借人と貸貸人との協議により変更された状態のまま返還することを妨げないものとする。

2 前項の機械車両の取りはずし等に要する経費は貸貸人の負担とする。

(保険)

第6条 貸貸人は、この契約期間中車両に対して、貸貸人の負担で貸貸人所定の自動車損害賠償責任保険を付保するものとする。

## 第3章 共通事項

(車両賃貸借料)

第7条 車両賃貸借料は頭書記載の金額とするものとする。

(車両賃貸借料の支払い)

第8条 車両賃貸借料は、当該月経過後、もしくは契約期間満了月の翌月初めに、賃貸人が賃借人指定の手続きに従い請求するものとする。

2 賃借人は、前項の規定により請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

(権利の譲渡の禁止)

第9条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで車両の賃貸借権を第三者に譲渡し、又は物件を転貸し、若しくは車両の使用目的を変更してはならない。

2 賃貸人が車両の全部又は一部の権利を第三者に譲渡し、又は質入れし、若しくは車両に担保を設定するときは、賃借人と賃貸人との協議のうえ定めるものとする。

(事故通知)

第10条 賃借人は、車両の全部又は一部が滅失し、又は棄損した場合は、直ちに賃貸人にその状況を通知するものとする。

(使用上の損傷等)

第11条 賃借人は、賃借人の責めに帰すべき事由により車両を滅失し、又は棄損した場合は、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(賃借人の任意解除権)

第12条 賃借人は、業務が完了するまでの間は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(賃借人の催告による解除権)

第13条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 賃貸借業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。

- (4) 正当な理由がなくして契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第 14 条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 9 条の規定に違反して業務賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 賃貸人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 賃貸人のこの契約の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がこの契約の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 賃貸借業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、賃貸人がこの契約の解除を申し入れたとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金を譲渡したとき。
- (9) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再賃貸借契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を再賃貸借契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

ク 賃貸人が金沢市契約規則(平成 15 年規則第 1 号)第 43 条の 2 第 1 項第 7 号から第 10 号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。

2 賃貸人は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、賃借人に対してその損害の賠償を求めることはできない。

(賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 15 条 第 13 条又は前条第 1 項に規定する場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前 2 条の規定により契約を解除することができない。

(賃貸人の催告による解除権)

第 16 条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(賃貸人の催告によらない解除権)

第 17 条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため業務賃貸借料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が履行期間の 10 分の 5 を超えたとき。

(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 18 条 第 16 条又は前条各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等に伴う措置)

第 19 条 賃借人は、この契約が解除された場合において、賃貸人が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、賃借人は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する賃貸借料を賃貸人に支払わなければならない。

2 賃貸人は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく賃借人に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が賃貸人の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 賃貸人は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に賃貸人が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去(賃借人に返還する貸与品、支給材料等については、賃借人の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して賃借人に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、賃貸人が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、賃借人は、賃貸人に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、賃貸人は、賃借人の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、賃借人の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項に規定する賃貸人のとるべき措置の期限、方法等については、第 13 条又は第 14 条第 1 項の規定により契約が解除された場合等においては賃借人が定め、第 12 条第 1 項、第 16 条又は第 17 条の規定により契約が解除されたときは、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

(賃借人の損害賠償請求等)

第 20 条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第13条又は第14条の規定により債務の履行後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、賃貸人は、業務賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定により債務の履行前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃借人の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合においては、賃借人は、違約金として、遅延日数1日につき、賃貸借料（既に債務を履行した部分がある場合には、当該部分に対する賃貸借料相当額を控除した額）の1000分の1に相当する額とする。
- 6 第1項第1号に該当する場合においては、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、賃借人は遅延利息として、遅延日数に応じ、業務賃貸借料（既に引き渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する賃貸借料相当額を控除した額）につき、年3パーセントの割合で計算した額を徴収して賃貸借期間を延長することができる。
- 7 第2項の場合（金沢市契約規則第31条において読み替えて準用する同規則第5条第1項第6号の規定による担保の提供を受けている場合にあつては、第14条第1項第8号又は第9号アからキまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（賃貸人の損害賠償請求等）

- 第21条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第8条第1項の規定による業務賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを賃借人に請求することができる。

（建物等に対する損害賠償）

- 第22条 賃貸人は、賃貸借業務の執行によって賃借人の建物及び設備等に損害を与えたときは、賃借人に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が賃

借人の責めによる場合又は天変地異その他貸貸人の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

(第三者に対する損害賠償)

第 23 条 貸貸人は、貸貸借業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

(損害賠償の予約)

第 24 条 賃借人は、貸貸人が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 7 号から第 10 号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の 100 分の 20 に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 貸貸人が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 7 号から第 9 号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が貸貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるとき。

(2) 貸貸人(貸貸人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 10 号の規定に該当する場合で、当該貸貸人に対する刑の確定が刑法第 198 条の規定によるものであるとき。

2 賃借人は、貸貸人が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 10 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を徴収する。

(1) 金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する刑に係る確定判決において、貸貸人が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、賃借人に提出しているとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(機密の保持)

第 25 条 貸貸人は本契約上知り得た機密及び賃借人の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 26 条 貸貸人は、個人情報(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成 3 年条例第 2 号。)第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

2 貸貸人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 貸貸人は、この契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

4 貸貸人は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

5 貸貸人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 貸貸人は、あらかじめ借借人の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

7 貸貸人は、あらかじめ借借人の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために借借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 貸貸人は、あらかじめ借借人の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

9 貸貸人は、借借人の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、借借人が貸貸人に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。

10 貸貸人は、この契約による業務を処理するために借借人から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了(業務中止及び業務廃止を含む。)後直ちに借借人に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、借借人が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

11 貸貸人は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに借借人に報告し、借借人の指示に従うものとする。

12 借借人は、貸貸人がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。

13 借借人は、貸貸人がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報につ



いて、  
その取り扱いが不相当と認められるときは、貸借人に対して必要な指示を行うことができる。

(翌年度以降の契約)

第 27 条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該業務の契約に係る借借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、借借人はこの契約を変更し、又は解除できる。

2 借借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、貸借人に損害を及ぼしたときは、残期間の支払予定額に相当する額を限度とし、その損害を賠償しなければならない。

3 この契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び契約内容の変更等があった場合は、協議のうえ、契約額を定めるものとする。

(規定の適用)

第 28 条 この契約に定めるもののほか、金沢市財務規則（昭和 39 年規則第 3 号）及び金沢市契約規則（平成 15 年規則第 1 号）の定めるところによる。

(疑義の決定)

第 29 条 この契約に関し疑義を生じたときは、借借人と貸借人との協議のうえ決定するものとする。